

令和 8 年度 高齢者インフルエンザ・新型コロナ 定期予防接種のポイント

インフルエンザ・新型コロナ共通

★予診票について（別添マニュアル資料5-1の⑥及び⑨参照）

国の様式にあわせて大幅に変更していますので、必ずご確認ください。

・問診医師は、自署または松江市より配布するゴム印(番号付き)もしくは任意のゴム印(フルネーム)の押印をお願いします…⑥

・接種医師は、松江市より配布するゴム印(番号付き)の押印をお願いします…⑨

ゴム印(番号付き)は少なくとも 10/1(木)から肺炎球菌・带状疱疹でも使用を開始してください。

健康太郎 12345

★予防接種済証について（別添マニュアル資料5参照）

委託期間終了後に予防接種室が予防接種済証を回収しますので、書き損じ等で交付しなかった予防接種済証は廃棄せず、委託期間終了後まで保管をしてください。

お渡する保管用の封筒に入れて、委託期間終了後に返却をお願いします。

★「予防接種を受けた後の注意点」の用紙について

FAX 番号を追記したものに变更します。

新しい用紙は少なくとも 10/1(木)から肺炎球菌・带状疱疹でも使用を開始してください。

以前配布している用紙は破棄または返却をお願いします。

このマークが目印

インフルエンザ

★ワクチンについて

インフルエンザ HA ワクチンを使用してください。

★令和8年度 委託料・自己負担金について

①自己負担金(1回あたり)		1,500 円
②委託料(1回あたり)	接種者	5,148 円
	接種不相当者	3,201円

★予防接種要注意者への変更について

「今までにインフルエンザの予防接種を受けて2日以内に発熱があった人、全身性発疹などのアレルギーを疑う症状があった人」は予防接種不相当者ではなく要注意者に変更となっています。

新型コロナ

★ワクチンについて（別添マニュアル資料5-2の⑦参照）

昨年同様に5種類のワクチンから選択できます(予定)。選択したワクチンのロット番号等が記載されたシール(以下「ロット番号シール」という。)を貼付してください。ワクチンごとに接種量が異なるため、接種量に間違いがないか必ず確認をしてください。

★令和8年度 委託料・自己負担金について

①自己負担金(1回あたり)		6,000 円
②委託料(1回あたり)	接種者	15,598 円
	接種不適当者	3,201円

インフルエンザ・新型コロナ共通の注意事項

～昨年度、よくみられた事項です。医療機関で必ず確認してください～

★定期接種の回数について

定期接種として接種できるのは、期間内(インフルエンザ:10/1～1/31、コロナ:10/1～3/31)に、一人1回ずつです。2回目以降は任意接種となりますので、医療機関で確認の上、接種してください。

※同じ医療機関で定期接種として複数回接種された場合には、過誤報告書の提出が必要となります。

★住民票の確認について

松江市に住民登録のある人が対象です。松江市外に住民登録のある人は、任意接種となります。

★60～64歳のハイリスクの対象者について

60～64歳で定期接種として接種できるのは、心臓や腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に重い障がいがあり(身体障がい者手帳1級相当)、松江市が認めた人のみです(対象者には名前シールが添付してある予診票を個別に送付しています)。

障がい者手帳を持っている全ての人が対象者ではありません。

60～64歳の対象者は65歳以上の人と同じく自己負担金が必要です(生活保護受給者は無料)

★生活保護受給者について

定期接種は65歳以上の人を対象になります。生活保護を受給していることが分かる公的な証明書を提出していただくと無料で接種できます。

64歳以下の人は任意接種となり、自費となりますので、必ず年齢を確認してください。

★請求書について

接種した予診票を月ごとに集計し、予診票と請求書を翌月10日までに予防接種室に提出してください。10日が閉庁日の場合は、10日の前開庁日までに提出をしてください。

請求書の内容に不備があった場合は支払い手続きを進めることができません。場合によっては、当月分として処理できないことがあります。万が一、遅れる場合には必ずご連絡ください。

毎月、接種した予診票を確認し、請求に漏れないか、必ず確認してください。

その他、同封の書類をご確認ください。